

## 「道徳教育指導論」の授業のねらいと特徴

村 越 純 子

### 1. 「道徳教育指導論」のねらい

「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」が改正教育基本法（2006年）第2条第1項に示された。そこでは、「知・徳・体」のバランス（調和）が目指されている。「生きる力」の3要素とされる学ぶ力（知）、道徳性（徳）と心身の健康（体）の育成をバランスよく義務教育で実現しようとするものである。これらのうち、道徳性を育成し高めていくための道徳教育においては、特定の宗教の考え方に基づくことなく、「人間としての生き方」について考える授業が求められている。とくにグローバル化が進展し多様な価値観が混在する社会では、教員が特定の宗教を信仰する外国人やその子どもたちに対しても道徳的諸価値をわかりやすく説明することが必要になる。

道徳教育を取り巻く環境が変化するなか、2017年3月末日に学習指導要領が改訂され、それまで教科ではなかった「道徳の時間」が「特別の教科道徳」とされた。新学習指導要領では「道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと」という項目が新設された。また「道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること」とされ、保護者や地域社会、さらに専門家と協力した授業が求められ

るようになった。このような取り組みを実りあるものにするため「道徳科」については、年間指導計画や道徳教育に関する諸活動の公表が要請されている。

「道徳科」を担当するこれからの教員には、授業を受ける子どもに対してはもちろん、当該授業を参観する保護者や地域の人々に対しても、授業内容（「人間としての生き方」）や授業計画の根拠を論理的に説明できる能力が必要になる。そのような能力を支えるのは道徳性、そのなかでも道徳的判断力である。「道徳科」の教授法等の技術が強調されがちであるが、大学で教職科目を学ぶ受講者の道徳性を高めるとともに、道徳的判断の方法を習得できるようにすることが大切である。このように考えて「道徳教育指導論」では、受講者自らが「教員としての道徳的主体性」を獲得することをめざした授業をおこなっている。

### 2. 教員としての道徳的主体性の形成

筆者が担当している「道徳教育指導論」、「生徒指導」と「特別活動論」の教職科目が三位一体の関係であること、そしてこれら3科目を受講することによって系統だった学習ができることをシラバスに示している。3科目のうち、「道徳教育指導論」では、上述のとおり、生徒はもちろんその保護者と真摯に向き合い、「人間としての生き方」について、ともに考えることができる「教員としての道徳的主体性の形成」を目標としている。この目標を達成するためにアクティブ・ラーニングの手法を導入している。具体的には、学習

指導要領の内容に挙げられた項目について批判的に検討して自らの考えを深めてゆけるようなグループワークを課している。プレゼンテーション用のソフトウェアを用いて作成された視覚的教材を用いておこなう講義の後に、受講者が自らの持つ道徳性の水準を意識できるように討論したり、グループ内で得られたアイデアを発表したりする時間を設けている。それは、「主体的・対話的・深い学びの実現」によって、受講者自身の道徳性をより高めることが可能になるとの考えからである。そのために、授業ガイダンス時に、さまざまな道徳的諸問題のなかで同じような問題意識を持つ受講者を集めてグループをつくり、その後の授業で継続的に討論や発表ができるように工夫している。

具体的な授業内容はつぎのとおりである。まず「道徳科」の根拠となる改正教育基本法の目標に示された人間観を視覚的にわかりやすく解説する(村越, 2017)。そのことにより、受講者自身が「個人の尊厳」、「豊かな人間性」、「自律の精神」および「公共の精神」について理解を深め一貫性のある説明ができるようになる。道徳教育観については、第2次世界大戦前まで主流であった徳目主義による道徳教育観を理解させるため、教育勅語を取り上げる。そのうえで、戦後に導入された価値相対主義の道徳教育観を、受講者から出された事例を取り上げて解説する。さらに、正義の計り方の一つのモデルとしてローレンス・コールバーグによる段階的発達主義の道徳教育観(ローレンス・コールバーグ, 1987)を紹介する。

受講者に自らの持つ道徳性を意識させたところで、村井実によって提唱された「道徳判断の三重の三段論法構造」(村井, 1990)に基づいて、「教員としての道徳的主体性の形成」のための方法論を説明する。この道徳的主体性は「裁判的機能」、「立法的機能」、「哲学的機能」という3つの水準から形成される。これらを受講者自らのものとし

て理解させるために、中学校の学習指導要領に示された22の内容項目のなかで、とくに関心の持てるものを一つ選択させ、「道徳判断の三重の三段論法構造」に基づいて、その内容項目の意義を批判的に検討させている。そうすることによって受講者自らが「哲学的機能」の水準まで思考を深めて道徳的判断をすることができるようになる。その結果、受講者のなかには「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」をテーマにした模擬授業において、フランクルの著書『夜と霧』や『意味への意志』などを取り上げて他の受講者に哲学的思考を促すような、説得力ある内容の発表ができる水準に到達する者もいる。

「教員としての道徳的主体性の形成」が理解できるようにになると、おのずと学習指導要領に示された内容項目の意義を批判的に考察できるようになり、かつそれを説明するための実践的教授法を模索する手順が身に付けられるようになる。

#### 【参考文献】

- ・中央教育審議会「道徳に係る教育課程の改善等について(答申)」(2014年10月21日)
- ・村井実『道徳教育原理』教育出版, 1990年。
- ・村越純子「我が国の義務教育課程における道徳教育のあり方の説明モデル」、『城西大学教職課程センター紀要』創刊号, 2017年, pp. 5-21。
- ・諸富祥彦『フランクル心理学入門-どんな時も人生には意味がある』コスモス・ライブラリー, 1997年。
- ・文部科学省『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別の教科 道徳編』2018年。
- ・ローレンス・コールバーグ著(岩佐信道訳)『道徳性の発達と道徳教育-コールバーグ理論の展開と実践』麗澤大学出版会, 1987年。